

ごみ屋敷対策条例②

鹿兒島大学教授
宇那木正寛

今回のポイント!
前回に引き続き、ごみ屋敷対策条例の現状と課題について解説します。

(3) 世田谷区条例

① 世田谷区条例の概要

世田谷区住居等の適正な管理による良好な生活環境の保全に関する条例（以下「世田谷区条例」という。）は、管理不全な状態にある住居等がその居住者及び地域住民の生活環境に様々な影響を及ぼすことに鑑み、管理不全な状態にある住居等の発生を予防するための支援、住居等の管理不全な状態を解消するための支援及び措置等について必要な事項を定め、住居等の居住者及び地域住民の良好な生活環境の保全を図ることを目的とします（第1条）。この条例において、「住居等」を建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物（現に居住の用に供されているものに限る。）及びその敷地と、「管理不全な状態」を物品が堆積し、又は散乱した状態であって、当該物品が崩落し、若しくは流出し、当該物品から悪臭が漏れ、又

は当該物品にごきぶり、はえ、ねずみその他これらに類する動物が群生している状態その他の住居等の居住者及び地域住民の生活環境が著しく損なわれている状態と、「居住者等」を住居等の居住者、所有者又は管理者とそれぞれ定義しています（第2条）。

居住者等は、住居等が地域住民の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該住居等が管理不全な状態にならないようにするための適正な管理に努めなければならない（第3条）。区は、住居等が管理不全な状態にならないようにするための適正な管理を居住者等が自らすることができるよう必要な施策を総合的に推進し、並びに住居等が管理不全な状態になることを予防するための対策及び管理不全な状態を解消するための必要な措置を講じるものとされています（第4条）。さらに、区長は、目的を達成するため、保健医療福祉関係機関その他の関係機関及び地域活動団体と連携し、協力体制を構築するよう努めなければなりません（第5条）。

区長は、この条例の施行に必要な限度において、管理不全な状態にあり、又はそのおそ

れがあると思われる住居等について、その指
定する職員又はその委任をした者に立入調査
をさせ、又は居住者等その他の関係人に質問
させることができます(第6条第1項)。また、
区長は、この条例の施行のために必要がある
ときは、関係する地方公共団体の長その他
者に対して、住居等又は居住者等に関し必要
な情報の提供を求めることができます(第7
条第2項)。

区長は、第13条第1項の世田谷区生活環境
保全審査会(以下「審査会」という。)に諮
問し、その意見を聴いて住居等が管理不全な
状態にあるか否かを判断します(第8条)。

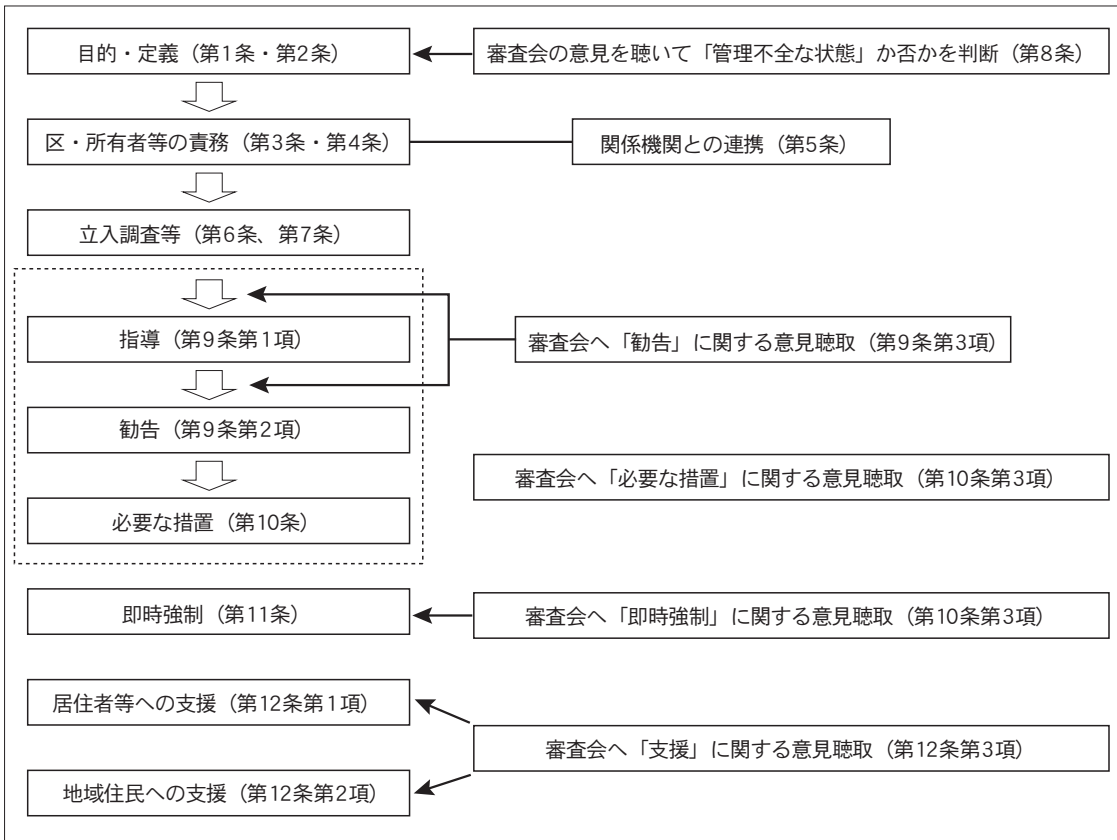
区長は、管理不全な状態にある住居等につ
いて、その居住者等に対し、堆積し、若しく
は散乱した物品の撤去、整理整頓その他の必
要な措置を講じるよう指導します(第9条第
1項)。さらに、区長は、指導をした場合に
おいて当該居住者等が当該指導に係る必要な
措置を講じないときは、相当の期間内に当該
必要な措置を講じるよう催告します(同条第
2項)。なお、区長は、指導又は催告をする
場合は、審査会に諮問し、その意見を聴きま
す(同条第3項)。

区長は、催告を受けた居住者等が相当の期
間内に同項の必要な措置を講じないとき又は
居住者等にやむを得ない事情があるときは、

その者に代わり、民法その他の法令に照らし
て適切な範囲内において必要な措置を講じる
ものとします(第
10条第1項)。ま
た、区長は、当該
居住者等に対して
前項の規定により
講じた措置に要し
た費用の負担を求
めるものとし、ま
た、当該居住者等
が無資力又はこれ
に近い状態にあ
り、かつ、弁済す
ることができない見
込みがないと認め
るときは、当該費
用の負担を免除す
ることができま
す(同条第2項)。第
1項の規定により
必要な措置を講じ
る場合には、審査
会に諮問し、その
意見を聴取するも
のとしています
(同条第3項)。

区長は、管理不全な状態にある住居等が及
ぼす地域住民の生活環境への悪影響を看過す

【世田谷区条例の概要】



ることができないときは、当該悪影響を除去するための必要な措置を講じることができません(第11条第1項)。この際、審査会に諮問し、その意見を聴取するものとしています(同条第2項)。

区長は、管理不全な状態にあり、又はそのおそれがある住居等について、その居住者等が自ら当該状態を解消することができるよう、当該状態の解消に資する情報の提供、助言その他の必要な支援を行うことができます(第12条第1項)。また、区長は、管理不全な状態にある住居等により生活環境を著しく損なわれている地域住民に対し、その生活環境を改善するための必要な支援を行うことができます(同条第2項)。これらの場合には、審査会に諮問し、その意見を聴取することもできます(同条第3項)。

区長の諮問に応じて答申する附属機関として、世田谷区生活環境保全審査会が設置され(第13条第1項)、その組織及び運用について定められています(第14条から第20条まで)。

②世田谷区条例の特徴

世田谷区条例は、支援について、居住者等に対してだけでなく、地域住民に対しても行うこととしています。

他のごみ屋敷対策条例のように、指導↓勸

告↓命令↓代執行という手法についての定めはなく、指導、勧告後は、相手方の同意を得るなどにより、対応することとされています。これは、条例制定の検討当時から、「ごみ屋敷」の居住者の中に、疾患やセルフ・ネグレクトといった課題を抱えている者が少なくないとの認識を、議会も含めた区全体が共有しており、そうした居住者に対して、命令及び代執行といった措置を講じることが適切ではないとの考えからです。⁽⁸⁾

ただし、「管理不全な状態にある住居等が及ぼす地域住民の生活環境への悪影響を看過することができないとき」に備えて即時強制の規定が置かれています。

注

(7) 世田谷区条例の運用状況については、釧持麻衣「いわゆる『ごみ屋敷条例』の制定自治体の取組み―世田谷区・横浜市・豊田市・大阪市・神戸市へのヒアリング調査をもとに―」都市センター編・前掲注(1) 182頁以下が詳しい。

(8) 釧持・前掲注(7) 185頁。

